

40～74歳の江東区国民健康保険加入者の方へ

人間ドック受診費用助成 のご案内

受診対象期間：令和6年4月～令和7年3月

申請期限：令和7年4月30日(水)必着

特定健康診査の代わりに自費で人間ドックを受けた場合、費用を助成します。
(上限8,000円、受診対象期間内1回限り)※保険診療の検査は対象外です。

助成要件 該当するかチェックを!

- 受診日時点で江東区国民健康保険の被保険者であること
- 受診する年度において40歳以上であり、人間ドック受診日時点で74歳以下であること
- 受診した年度内に江東区の特定健康診査を受診していないこと
- 申請日までに、納期の到来している保険料を完納していること
- 指定する検査項目の結果(受診者氏名・受診日・医療機関名の記載があるもの)の提出があること
※下記「必要な検査項目」参照
- 特定保健指導の対象となった場合、指導を受けることに同意すること
※区から委託された専門業者の管理栄養士等が、生活習慣改善のために食事・運動について支援する事業



要確認 必要な検査項目

(検査数値の提出が必要です)

計測	身長、体重、腹囲、BMI	血糖検査	HbA1c(ヘモグロビンA1c) 又は空腹時血糖
血圧	拡張期血圧、収縮期血圧	尿検査	尿糖、尿蛋白
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ-GT(γ-GTP)	医師の判断	医師の判断(判定)、 健康診査を実施した 医師の氏名
脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、 LDLコレステロール		



手続きの流れ

① 人間ドックを受診

助成要件を確認のうえ、
ご自身で人間ドックを
予約し受診して
ください。



② 助成金を申請

裏面に記載の「申請に必要な書類」
を区役所窓口または郵送にて
提出してください。



③ 助成金の振込

書類審査後、助成金交付可否の
決定通知を発送し、
交付決定者に助成金を
振り込みます。



申請に必要な書類は裏面をご覧ください →



江東区

申請に必要な書類

区役所窓口で申請する場合 (医療保険課2階6番窓口)

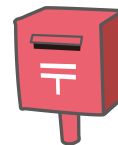
- 領収書(原本またはコピー)
- 受診結果(原本またはコピー)
- 国民健康保険証
- 印鑑
- 振込先のわかるもの(通帳等)
- 人間ドック受診費助成金交付申請書兼請求書
- 特定健康診査質問票
(受診結果に含まれている場合は省略可)
- アンケート



※申請は区役所窓口のみで受け付けています。
出張所では受け付けていません。

郵送(簡易書留)で 申請する場合

- 人間ドック受診費助成金交付申請書兼請求書
- 領収書のコピー
- 受診結果のコピー
- 国民健康保険証のコピー
- 特定健康診査質問票
(受診結果に含まれている場合は省略可)
- アンケート



※郵送料は自己負担です。また、郵便事故等による書類の紛失については責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。
のうえ、郵送申請を行ってください。

申請書等は、医療保険課2階6番窓口または江東区ホームページから入手できます。

江東区
ホームページ

<https://www.city.koto.lg.jp>

ホーム > 健康・福祉 > 国民健康保険 > 国民健康保険の保健事業 >
国民健康保険の人間ドック助成



人間ドック受診助成

Q & A

Q1 人間ドックはどこで受診してもいいですか?



A 助成要件「指定する検査項目の結果が確認できること」を満たしていれば、区内・区外問わずどの医療機関でも構いません。

Q2 助成要件に「受診した年度内に江東区の特定健康診査を受診していないこと」とありますが、保健所から届いた案内には、がん検診など複数の受診券がありました。人間ドック助成を申請する場合、すべて受診できないのでしょうか?

A お手元に届いた受診券のうち、「健康診査受診券」を利用して健診を受けた場合、助成対象外となります。そのほかの各種がん検診や眼科検診などは、受診いただいて構いません。

Q5 申請したらどのくらいで助成金を受け取れますか?

A 申請を受理した月の翌月末までに指定された口座に振り込みます。

Q3 受診結果のコピーはすべてのページが必要ですか?



A 受診日と、表面「必要な検査項目」の身長～医師の氏名までの各数値等がわかる部分が必要です。受診結果に質問票があればその部分もお願いします(質問票提出を省略できます)。

Q4 3月末に人間ドックを受診したところ、受診結果は5月になるとのことでした。申請期限の4月末までに書類がそろわない場合、どうしたらいいですか?

A 申請期限の4月末までに受診結果が手元にない場合、それ以外の書類で期限までに仮申請をしてください。受診結果は手元に届きしだい速やかにご提出ください。



注意事項

- ・助成金交付後に江東区の特定健康診査を受診された場合、助成金を返還してもらいます。
- ・提出いただいた受診結果は、国民健康保険の健診受診者として登録したうえで各種統計や基礎資料として活用します。

問い合わせ
申請書等提出先

江東区役所生活支援部医療保険課医療保健係

〒135-8383江東区東陽4丁目11番28号 ☎03-3647-8516